

平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京 都 府

目 次

1	目 的	1
2	測定内容	1
	(1) 測定の種類	
	(2) 測定地点	
	(3) 測定期間	
	(4) 採水方法	
	(5) 測定項目及び測定回数	
	(6) 流量測定	
	(7) 分析方法	
3	測定機関	3
4	測定結果の数値の取扱い方法	3
	(1) 公共用水域	
	(2) 地下水	
5	その他	3
	別表1 公共用水域水質測定計画一覧表	4
	別表2 地下水水質測定計画一覧表	8
	別表3 分析方法等	17
	別表4 数値の取扱い方法	21
	別図1 公共用水域水質測定地点	26
	別図2 地下水水質測定地点	31

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

(1) 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査の3種類とし、内訳は別表2のとおりです。

(ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、検出された場合に実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(ロ) 定期モニタリング調査の方法

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査（定期モニタリング調査）及び同調査の一環として環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する汚染範囲確認調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(2) 測定地点

ア 公共用水域

府内63河川109地点、6海域19地点の合計128地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査62地点、定期モニタリング調査75地点、汚染範囲確認調査14地点の合計151地点において実施します。

これらの地点は別表2のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、原則として、概況調査により新たに汚染が発見された地域において実施するものとします。

(3) 測定期間

平成16年4月から同17年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ウ) 海域の場合、外海においては、上層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）の2層で採水し、内湾においては、下層（海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1~2m上部）を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、概況調査により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第1

21号環境庁水質保全局水質規制課長通知)に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年環境庁告示第64号)に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(平成7年環境庁告示第30号)に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格に基づく方法とし、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成元年9月14日付け環水管第189号の環境庁水質保全局長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元(井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高)についても、可能な限り調査するものとします。

別表1 公共用水域水質測定計画一覧表

水域名	河川名 海域名	環境基準 地点番号	地名	所在地名	測定機関 国土交通省 京都府 京都市	測定の種類 の 種 類	測定回数 回 日 年	測定理由 測 定 理 由	生活環境項目														
									P		B		C		S		D		大腸菌群数	油分	全窒素	全珪素	カドミウム
									H	D	O	O	D	D	S	O	S	O					
安曇川	久多川	1:川合橋		左京区	〇	一般	1.2	E	〇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	芦火谷川	2:京都府・滋賀県境界点		左京区	〇	一般	1.2	D	〇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	百井川	3:大見川合流後		左京区	〇	一般	1.2	E	〇	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
宇治川	宇治川	4:大峰橋		宇治市	〇	通年	1.12	B		12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	2		
		5:宇治橋		宇治市	〇	一般	1.6	B	△	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	2		
		6:隈元橋		宇治市	〇	通年	1.12	A		12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6		
		7:観月橋		伏見区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	2		
		8:宇治川大橋		伏見区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	2		
		9:淀川御幸橋		八幡市	〇	通年	1.12	A	△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
		10:鰻流橋			宇治市	〇	一般	1.6	D	△	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	
		11:金ヶ崎橋		山科区	〇	一般	1.12	C		12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		12:新金ヶ崎橋		山科区	〇	通年	1.12	C		12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
	宇治川	名木川	13:中野橋		伏見区	〇	一般	1.6	C		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	
14:仙石橋				伏見区	〇	一般	1.6	E		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
15:新竹田出橋				伏見区	〇	一般	1.6	C		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2			
16:三宿橋				伏見区	〇	一般	1.6	C		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4		
17:新橋				久御山町	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
18:相島橋				久御山町	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
19:中橋				久御山町	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
田原川	田原川	20:壱橋		宇治田原町	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1		
桂川	桂川	21:八千代橋		京北町	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1		
		22:越方橋		園部町	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1		
		23:大堰橋		八木町	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1		
		24:保津峡		亀岡市	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1		
		25:渡月橋		右京区	〇	通年	1.12	A	△	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6		
		26:西大橋		右京区	〇	通年	1.12	A	△	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6	6		
		27:久世橋		南区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4		
		28:羽束師橋		伏見区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	2		
		29:宮前橋		伏見区	〇	通年	1.12	A	△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
		30:三川合流前			大山崎町	〇	一般	1.6	D		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	
西川	西川	31:桂川流入前		亀岡市	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
		32:三宝寺川合流後		右京区	〇	一般	1.6	E	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
		33:太子道橋		右京区	〇	通年	1.12	E	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	2		
		34:上久世橋		南区	〇	通年	1.12	E	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		35:戊亥橋		向日市	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
		36:自動車試験場橋		伏見区	〇	一般	1.6	E	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		37:桂川流入前		伏見区	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
		38:新山崎橋		大山崎町	〇	一般	1.6	C	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1		
		39:桂川流入前		日吉町	〇	一般	1.6	C		6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	2		
		弓削川	弓削川	40:寺田橋		京北町	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	2
園部川	園部川	41:神田橋		八木町	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1		
犬飼川	犬飼川	42:並河橋		亀岡市	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1		
有栖川	有栖川	43:梅津新橋		右京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
天神川	天神川	44:原谷川合流後		右京区	〇	一般	1.6	B	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
		45:二条裏橋		右京区	〇	通年	1.12	B	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	2		
		46:西京橋		右京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
清瀧川	清瀧川	47:落合橋		右京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
小畑川	小畑川	48:中山橋		西京区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2			
		49:京都市・長岡京市境界点		西京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		50:小畑橋		大山崎町	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1		
高野川	高野川	51:三宅橋		左京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		52:高野橋		左京区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
		53:河合橋		左京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		54:千石橋		左京区	〇	通年	1.12	C	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		55:高橋		北区	〇	通年	1.12	B	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
鴨川	鴨川	56:北大路橋		左京区	〇	一般	1.6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
		57:出町橋		左京区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		58:三条大橋		東山区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		59:勸進橋		伏見区	〇	通年	1.12	B	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
		60:鳥羽大橋		伏見区	〇	一般	1.6	B	〇	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	2	2		
		61:京川橋		伏見区	〇	通年	1.12	A	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
白川	白川	62:下河原橋		左京区	〇	通年	1.12	E	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		
西高瀬川	西高瀬川	63:天神橋		南区	〇	通年	1.12	E	〇	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6		

注) 1 測定の種類：生活環境項目により区分
 2 測定理由：Aは環境基準地点、Bは定常地点、Cは補助地点、Dは府県際地点、Eはその他
 3 流量測定：○は実測、△は水位等による計算流量
 4 測定項目：アルキル水銀は総水銀検出時に実施

水域名	河川名 海域名	環境基準 地点番号	地名	所在地名	測定機関	測定の種類	測定回数 回/日/年	測定理由	生活環境項目												
									P	B	C	S	D	大腸菌 数	油 分	全窒素	全燐	全亜鉛	カドミウム		
木津川	木津川	A0	64	笹瀬橋	南山城村	○	通年	1/12	A△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6
			65	恭仁大橋	加茂町	○	通年	1/12	A△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6
		A1	66	玉水橋	京田辺市	○	通年	1/12	A△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	6
			67	木津川御幸橋	八幡市	○	通年	1/12	A△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	名張川	68	高山ダム下流	南山城村	○	一般	1/6	D△	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
		69	木津川流入前	木津町	○	一般	1/6	C○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
		70	木津川流入前	京田辺市	○	一般	1/6	C○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
	和束川	和束川	A1	71	粟切橋	加茂町	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12
		大谷川	E0	72	五月橋	八幡市	○	一般	1/6	B○	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6
	大谷川	防賀川	73	二ノ橋	八幡市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12
74			内里橋	八幡市	○	一般	1/6	C○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
由良川		AA1	75	出合橋	美山町	○	一般	1/6	B○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6
			76	安野橋	美山町	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12
			77	大野ダム下	美山町	○	一般	1/6	B△	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6
注川	A4	78	須川橋	和知町	○	一般	1/6	B	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	
		79	山家橋	綾部市	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
		80	以久田橋	綾部市	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	
		81	音無瀬橋	福知山市	○	通年	1/12	A△	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	
		82	笠巻橋	福知山市	○	一般	1/6	B	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	1	
和久川	弘法川	83	波美橋	大江町	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	
		84	由良川橋	舞鶴市	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	
		85	京口橋	福知山市	○	一般	1/6	C	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4		
		86	下荒河橋下流	福知山市	○	一般	1/6	C○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
		87	上荒河橋	福知山市	○	一般	1/6	C○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
棚野川	棚野川	A4	88	和泉大橋	美山町	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
高屋川	高屋川	A4	89	黒瀬橋	丹波町	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
上林川	上林川	A1	90	五郎橋	綾部市	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
八田川	八田川	A1	91	八田川橋	綾部市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
犀川	犀川	A1	92	小貝橋	綾部市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
土師川	土師川	A1	93	土師橋	福知山市	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	2	
竹田川	竹田川	A4	94	東橋	福知山市	○	一般	1/6	D○	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	
牧川	牧川	A1	95	天津橋	福知山市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
宮川	宮川	A1	96	宮川橋	大江町	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
舞鶴湾	舞鶴湾	A1	97	キンギョ鼻地先	舞鶴市	○	一般	1/6	A	18	18	18	18	18	18	18	6	2	12		
		II 1	98	恵比須埦地先	舞鶴市	○	一般	1/6	A	18	18	18	18	18	18	18	6	2	12		
		AA	99	念仏鼻地先	舞鶴市	○	一般	1/6	A	18	18	18	18	18	18	18	6	2	12		
		II 2	100	櫛埦地先	舞鶴市	○	一般	1/6	A	18	18	18	18	18	18	18	6	2	12		
舞鶴湾	高野川	○	101	新橋	舞鶴市	○	一般	1/6	C	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4		
与保呂川	○	102	桜橋	舞鶴市	○	一般	1/6	C○	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4		
伊佐津川	伊佐津川	A1	103	相生橋	舞鶴市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
河辺川	河辺川	A1	104	第一河辺川橋	舞鶴市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
野田川	野田川	A0	105	六反田橋	加悦町	○	通年	1/12	A	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
竹野川	竹野川	BA	106	堂谷橋	野田川町	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
			107	新橋	京丹後市	○	一般	1/6	B	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	
			108	内記橋	京丹後市	○	一般	1/6	B○	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	
			109	荒木野橋	京丹後市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12
大手川	大手川	A0	110	京口橋	宮津市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
宇川	宇川	A1	111	宇川橋	京丹後市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
福田川	福田川	A1	112	新川橋	京丹後市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
佐濃谷川	佐濃谷川	AA	113	高橋橋	京丹後市	○	通年	1/12	A○	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	
宮津湾	宮津湾	A0	114	江尻地先	宮津市	○	一般	1/6	A	18	18	18	18	18	18	18	6	2	12		
			II 1	115	島埦地先	宮津市	○	一般	1/6	A	18	18	18	18	18	18	18	6	2	12	
			II 2	116	野田川流入点	宮津市	○	通年	1/12	A	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12	
			II A	117	中央部	宮津市	○	通年	1/12	A	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12	
阿蘇海	阿蘇海	II A	118	瀧尻地先	宮津市	○	通年	1/12	A	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12		
			119	文殊地先	宮津市	○	通年	1/12	B	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12		
			120	粟田湾沖	宮津市	○	一般	1/4	A	8	8	8	8	8	8	8	4	4	5		
			121	波見埦沖	宮津市	○	一般	1/4	A	8	8	8	8	8	8	8	4	4	5		
若狭湾	若狭湾	A1	122	鷹埦沖	伊根町	○	一般	1/4	A	8	8	8	8	8	8	8	4	4	5		
			123	竹野川沖	京丹後市	○	一般	1/4	A	8	8	8	8	8	8	8	4	4	5		
山陰海岸	山陰海岸	A1	124	久美浜湾沖	京丹後市	○	一般	1/4	A	8	8	8	8	8	8	8	4	4	5		
			125	瀧口部	京丹後市	○	通年	1/12	A	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12		
			126	佐濃谷川流入点	京丹後市	○	通年	1/12	B	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12		
			127	神崎地先	京丹後市	○	通年	1/12	B	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12		
久美浜湾	久美浜湾	A0	128	湾奥部	京丹後市	○	通年	1/12	A	36	36	36	36	36	36	36	12	2	12		
			129																		

測定の種類	所在地 (市町村名)(メッシュ番号)	測定地点	測定機関		測定回数 回/年	測定項目																																		
			国土交通省	京都市府		アンチモン	ニッケル	ほう素	ふっ素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	セレン	ベンゼン	チオベンカルブ	シマジン	チウラム	1,3-ジクロロアロペン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	四塩化炭素	ジクロロメタン	P C B	アルキル水銀	総水銀	砒素	六価クロム	鉛	全シアン	カドミウム						
						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
概況調査	京丹後市	0509	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	大山崎町	0709	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
	久御山町	6440	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	宇治田原町	6541	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	山城町	6542	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	加茂町	6642	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	笠置町	6848	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	和束町	5032	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	南山城村	5034	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	京北町	5036	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	美山町	4835	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	團部町	4837	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	八木町	3026	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	丹波町	2326	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	日吉町	3620	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	瑞穂町	3422	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	大江町	2919	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		3122	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2917	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		1910	○	○	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1又はガラス電極法)	同左	
	BOD	告示第59号に基づく方法 (規格21)	-	
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同左	
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法(附表8)	-	
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	同左	
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同左	
	n-ヘキサン抽出物	規格24.4又は 告示第59号に基づく方法(附表10)	同左	
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	同左 (規格45.4)	
	全リン	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	同左	
	全亜鉛	告示第59号に基づく方法 (規格53又は附表9)	同左(DDTC抽出法)	
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	同左(DDTC抽出法)	
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	同左	
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同左(DDTC抽出法)	
	六価クロム	告示第59号に基づく方法 (規格65.2)	同左	
	砒素	告示第59号に基づく方法 (規格61.2又は61.3)	同左	
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(附表1)	同左	
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(附表2)	同左	
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(附表3)	同左	
	ジクロロメタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	四塩化炭素	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
項目	1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
健康項目	1,1,2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	トリクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	テトラクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	1,3-ジクロロベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	チウラム	告示第59号に基づく方法 (付表4及び環水管第27号・環水規第21号)	同 左	
	シマジン	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	チオベンカルブ	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	ベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	セレン	告示第59号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)	同 左	
	硝酸性窒素	上水試験法VI-2 12.3又は 告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1, 43.2.3又は43.2.5)	同 左	
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	同 左	
	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)	—	
	ほう素	規格47.2又は告示第59号に基づく方法 (規格47.1又は47.3若しくは付表7)	—	
監視	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—	
特殊項目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—	
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2, 52.3, 52.4又は52.5)	—	
	溶解性鉄 鉄	告示第64号に基づく方法 (規格57.2, 57.3又は57.4)	—	
	溶解性マンガン マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2, 56.3, 56.4又は56.5)	—	
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	—	
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42.2に準じる方法	同 左	
	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左	
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	同 左	
	濁度	上水試験法IV-1 3.3.3に基づく方法	同 左	
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左	

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
その他の項目	Clイオン	JIS K0101の32に基づく方法	同左	
	クロロフィルa	上水試験方法20.2に基づく方法	海洋環境調査法9.2.4に定める方法	
	トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	同左	
一般項目	気温	規格7.1に基づく方法	同左	
	水温	規格7.2に基づく方法	同左	
	外観	規格8に準じる方法	同左	
	臭気	規格10に準じる方法	同左	
	透視度	規格9に基づく方法	同左	
	透明度	—	海洋観測指針による方法	

注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。

2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。

3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。

4: 「告示第64号」とは、『排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。

5: 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則に基づく環境庁長官が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。

6: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。

7: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。

2 地下水

区分	項目	分析方 法	備考	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	告示第10号に基づく方法(規格55)		
	全シアン	同上(「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)		
	鉛	同上(規格54)		
	六価クロム	同上(規格65.2)		
	砒素	同上(規格61.2又は61.3)		
	総水銀	同上(告示第59号の付表1)		
	アルキル水銀	同上(告示第59号の付表2)		
	PCB	同上(告示第59号の付表3)		
	ジクロロメタン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	四塩化炭素	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,2-ジクロロエタン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1-ジクロロエチレン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,2-ジクロロエタン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,1-トリクロロエタン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,2-トリクロロエタン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	トリクロロエチレン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	テトラクロロエチレン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,3-ジクロロプロパン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	チウラム	同上(告示第59号の付表4及び環水管第27号・環水規第21号)		
	シマジン	同上(告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	チオベンカルブ	同上(告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	ベンゼン	同上(JIS K0125の5.1又は5.2)		
	セレン	同上(規格67.2又は67.3)		
	硝酸性窒素	同上(規格43.2.1,43.2.3又は43.2.5)		
	亜硝酸性窒素	同上(規格43.1)		
	ふっ素	同上(規格34.1又は告示第59号の付表6)		
	ほう素	同上(規格47.1又は47.3若しくは告示第59号の付表7)		
	要 監 視 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)	
		ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	
		アンチモン	環境庁通知に基づく方法(規格62.2又は付表6)	
	その他	pH	規格12.1に基づく方法	

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。
 2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。
 3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環水告第59号)をいう。
 4: 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。
 5: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。
 6: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。

別表 4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
(平成5年3月29日環水規第51号環境庁
水質保全局長通知)に基づき、平成5年度結
果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値 (記載方法含む)	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」(記載例「<0.1」)とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。		
	① pHの小数点第2位以下を切捨て、小数点以下1桁までとする。 ② 大腸菌群数は指数表示とする。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。		
	報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1以下~10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量 (COD)	2以下~8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質 (SS)	25以下~100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量 (DO)	2以上~7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下~5,000以下	1.8E00	2	1 (指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下~1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下~0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下~0.03以下	0.005	2	3	<0.005
健康項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
健康項目	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	ふつ素	0.8以下	0.1	2	1	<0.1
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計 10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
要監視項目	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
特殊項目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィルa	—	0.1	2	1	<0.1
	トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004
一般項目	気温	—	—	2	1	—
	水温	—	—	2	1	—
	流量	—	—	2	2	—
	採取水深	—	—	2	1	—
	全水深	—	—	2	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m³/s)、気温・水温 (℃)、透明度 (m)、透視度 (m)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (%)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l) 上記及びpH以外は (mg/l) である。

2 地 下 水

『水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について』（平成元年9月14日環水管第189号環境庁水質保全局長通知）に基づくほか、規定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日付け環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分	項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
	報告下限値（記載方法含む）	下 表 の と お り	
有 効 数 字 等		① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	
		-	pHの小数点第2位以下は切捨て、第1位までとする。
平 均 値		① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

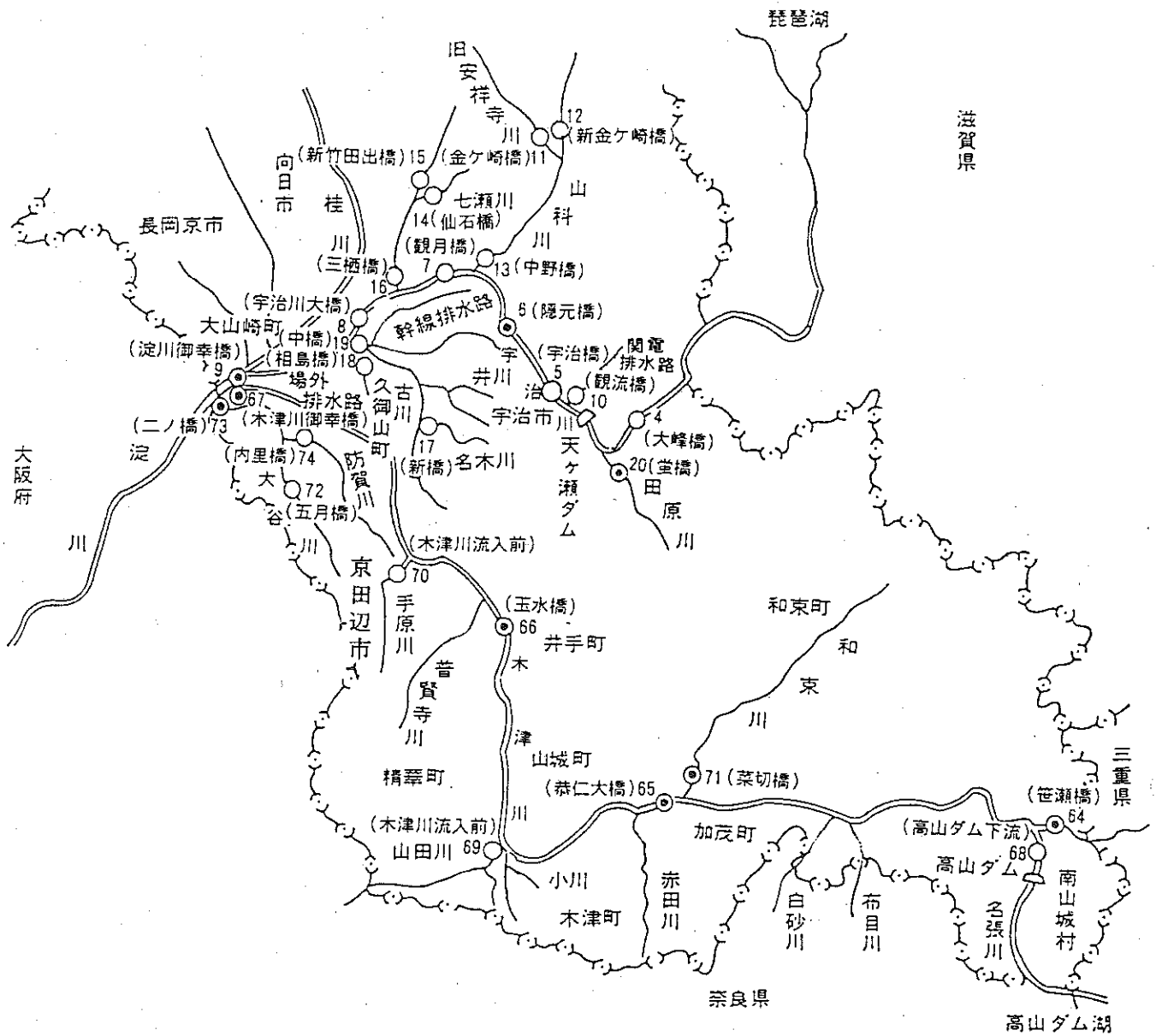
報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.005	2桁	3桁まで	<0.005
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	P C B	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	硝酸性窒素	計 10 以下	0.01	2	2	<0.01
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8 以下	0.1	2	1	<0.1
	ほう素	1 以下	0.1	2	1	<0.1
要監視項目	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	ニッケル	-	0.005	2	3	<0.005
	アンチモン	-	0.001	2	3	<0.001
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	-	-	-	1	-

注) 1 単位: mg/l

2 要監視項目については指針値

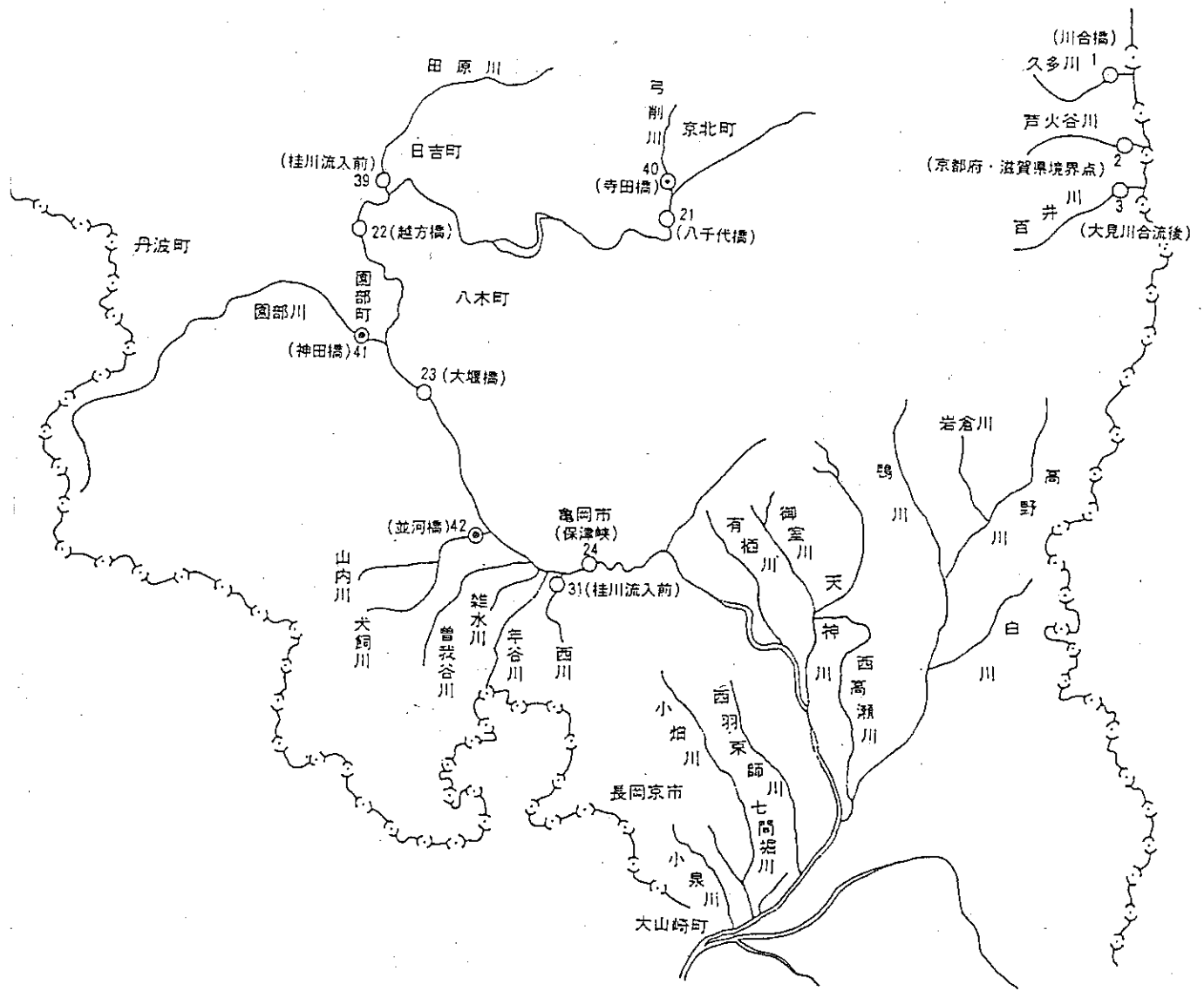
別図1 公共用水域水質測定地点



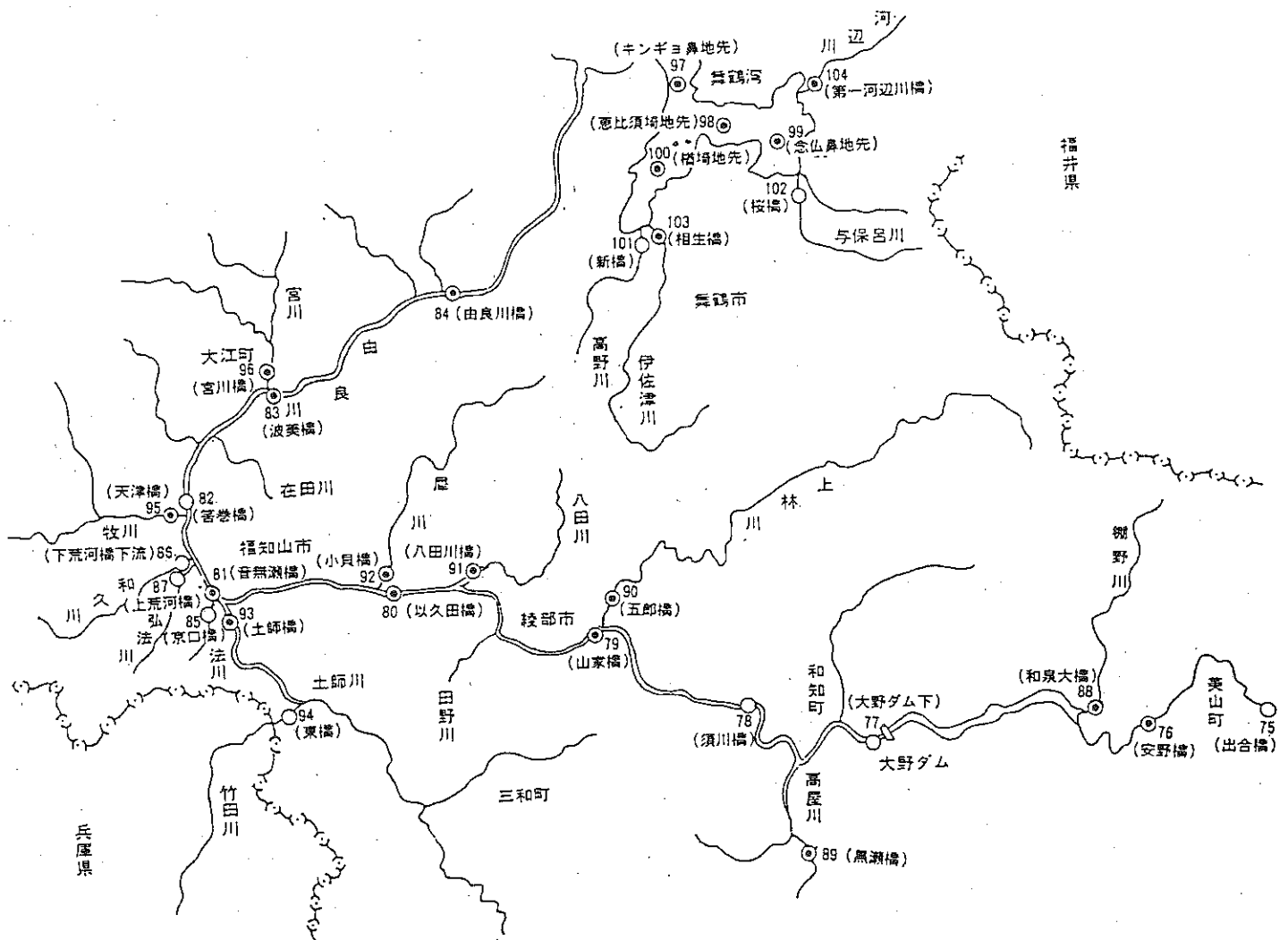
凡例

- 1 番号は測定地点番号、()は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、●印は環境基準地点を示す。

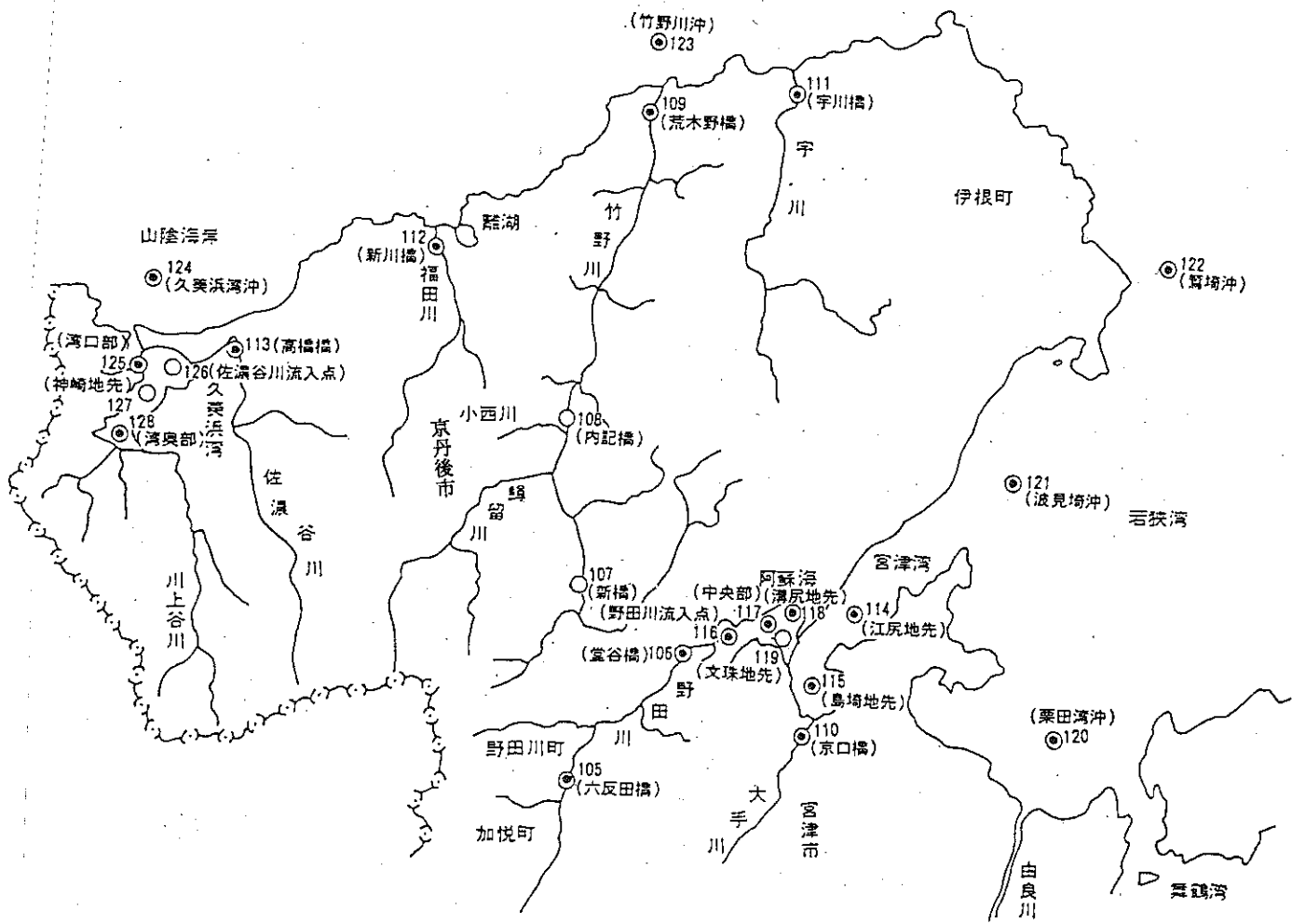
測定地点(1)



測定地点 (2)

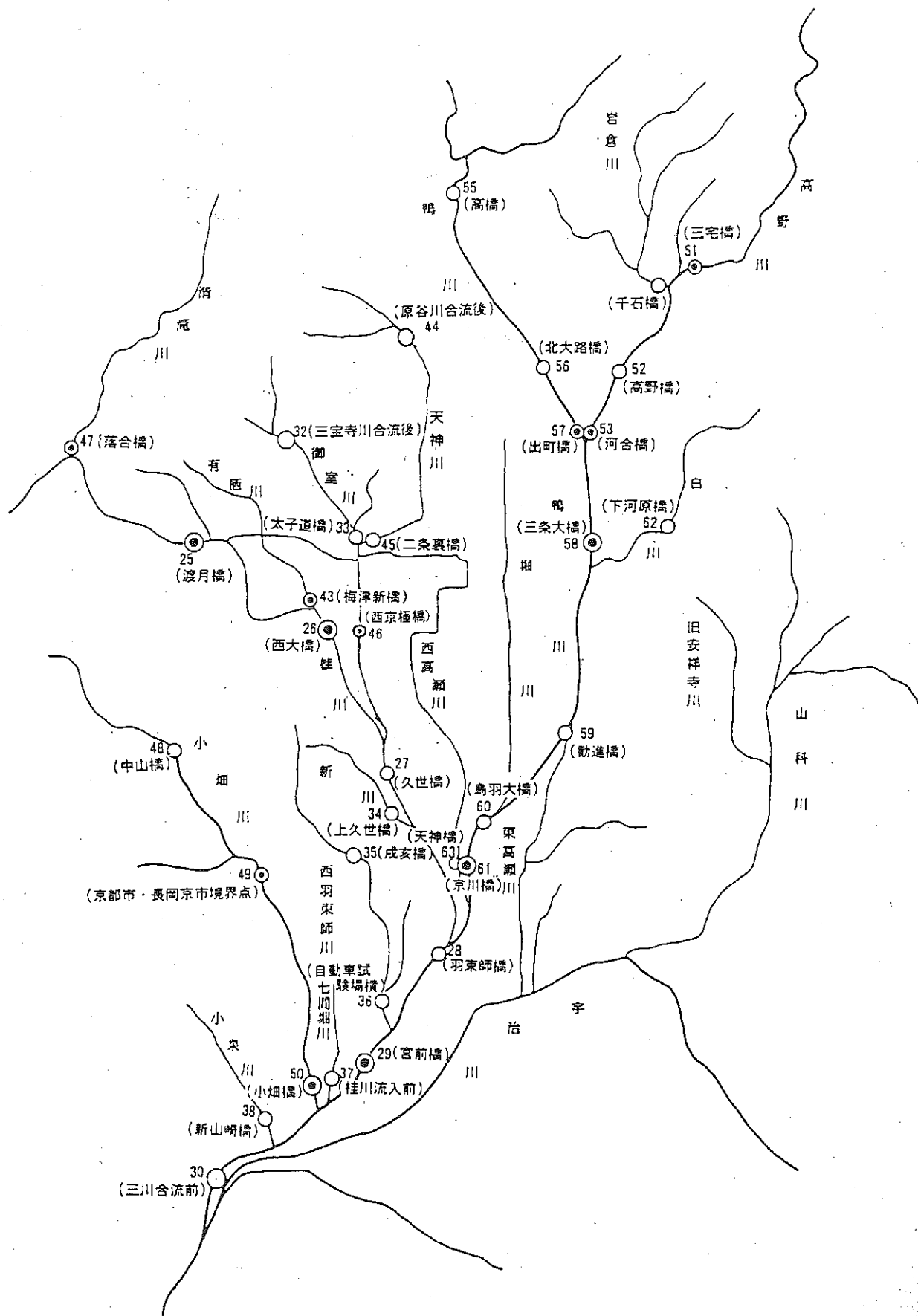


測定地点 (3)

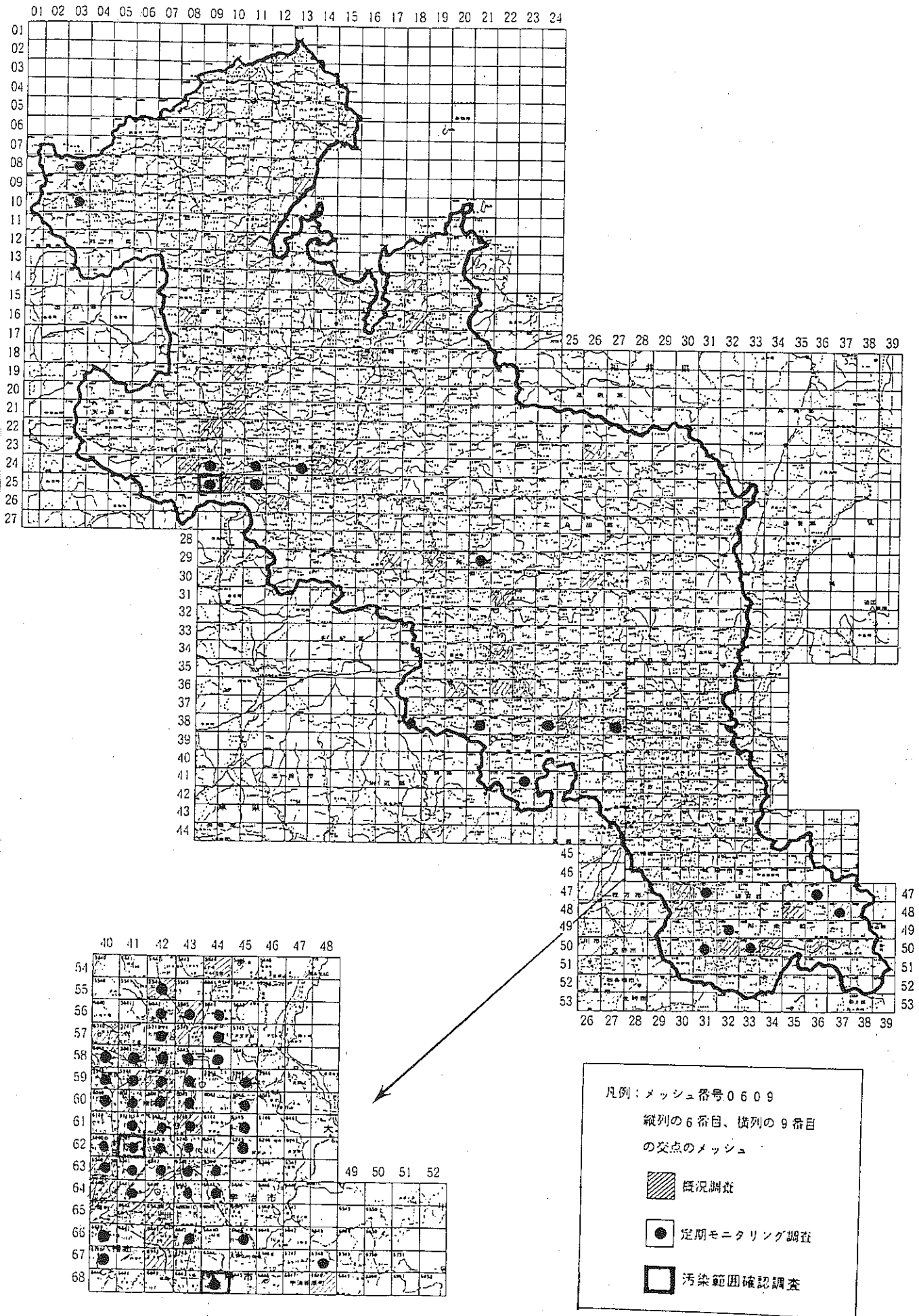


測定地点 (4)

01
02
03
04
05
06
07
08
09
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27



測定地点(5) (京都市内詳細図)



別図2 地下水水質測定地点

平成16年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

発行 京都府企画環境部環境管理課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4711

FAX 075-414-4705